

家族法規則（2）

（高位裁判所およびオンタリオ裁判所）

村 井 衡 平

第9条 継続的な記録

9. 1. 継続的な記録はどのようにして作成されるのか。事件を開始する人は、
 - (a) 事件に関する裁判所の継続的な記録を準備し、
 - (b) すべての他の当事者に送達し、かつ、
 - (c) それをファイルする前に、送達の証明者または(b)項のもとの継続的な記録の交付を証明する他の書面を付け加えられるものとする。
2. 継続的な記録を保存する義務。ひとたび継続的な記録がファイルされるとき、当事者は書記官の監督とともに、事件においてファイルされるすべての記録を付け加える責任を負う。
3. 形式的なカバー。断続的な記録には赤色のフロント・カバーを付け、かつ、この規則が要求するように書面が付け加えられる型式とする。
4. 3つの穴のある体裁。継続的な記録中のすべての書面は、標準的な3つの穴のある体裁とする。
5. 内 容。下記の要件は継続的な記録の内容に適用する。
 - (1) 最初に“内容”と称する一節をおき、そこには内容の時系列的な表を含める。内容の総合的な表はファイルされたすべての証書を列挙し、それには書面で発見される記録の付箋または頁で表示する。宣誓供述書または証拠の謄写のため、証拠の宣誓供述書を与えた人の名前もまた表示される。
 - (2) 第1節のあとには、“裏書”と称される10行（必要であればそれ以上）をおき、事件におけるなんらかの手段をとる判事は、その手段および日付を公

示する。事件においてなされた裁判所の命令のコピーは、裏書の頁のあとの裏書の部になされるものとする。継続的な記録が1巻以上になるとき、裏書の部分のみ最初の巻になされるものとする。

(3) つぎに“文書”と題する一節をおき、そこには最も新しいものをうしろにおき、書物は順に番号をつける。

(4) もし100枚またはそれ以上のシートが継続的な記録の量に挿入されるならば、次の書をファイルする人は、新しい(書物・巻物)を創造することになろう。書物・巻物はその前カバーから数えられ、別の内容および1節ないし3節に示された証書を含めることになる。

(5) 命令のための文書による理由。もし裁判所が命令をするために書面による理由を与えるとき、

(a) 彼等は継続的な手書きの記録によって裏書きするか、または裏書は文書による理由とは別個になされる。

(b) 書記官は理由のコピーを継続的な記録の裏書部分に付け加える。

(c) 書記官はコピーをファックスまたは電子メールで両当事者に送るものとする。

(6) 併存的に記録を保持する当事者の義務。証書を取扱う一方当事者は、

(a) すでに継続的な記録の中にないなんらかの書面を送達し、かつ、ファイルし、また

(b) 書面と共にファイルされた書面の最近の内容のリストを送達する。

(7) すでに継続的な記録の中にある記録をファイルするサービスはない。当事者の一方は、すでに継続的な記録の中にあるなんらかの書面を送達したり、ファイルしないものとする。

(8) 継続的な記録の中で番号によって参照された書面。継続的な記録の中の書面に依頼する一方当事者は、継続的な記録の中のタブまたは頁数によってそれを参照される。

(9) 書面は継続的な記録から移動されるべきではない。いかなる記録も、命令による場合を除いて、継続的な記録から移動すべきではない。

(10) 事件が終了したのち、事情に関する継続的な情報を利用すること。もし裁判所が事件を他の自治体に移すとき、書記官は、請求にもとづいて継続的な記録を他の自治体の裁判所事務所に移し、かつ、その記録をそこで、あた

家 族 法 規 則 (2)

かも手続が他の自治体で開始しなかったかのように、利用されるものとする。

(11) 上 訴。もし最終的な命令が上訴されるとき、上訴の通知および上訴裁判所の命令（および他の上訴書面なしに）が継続的な記録に加えられるものとする。

(12) もし事件が移送されるとき、継続的な記録の移転。もし裁判所が事件を他の自治体に移すとき、書記官は請求にもとづいて、継続的な記録を他の自治体の裁判所職員のもとに移送し、かつ、そこで、あたかも事件が他の自治体で消滅されたかのように、利用されるものとする。

(13) 請求にもとづく継続的な記録の移転。もし人が細則(11)に引用された手段を他の自治体でとるとき、書記官は請求にもとづいて、継続的な記録を他の自治体に移し、ついで

(a) 継続的な記録があたかも事件が他の自治体で開始されたかのように利用されるか、または

(b) 新しい継続的な記録がそこで開始される。

(14) 扶養命令を肯定するための継続的な記録。州の扶養命令または扶養命令への一時的な命令は、確証のためにオンタリオの裁判所に送られ、かつ、継続する記録はそこであたかも事件が他の自治体で開始されたかのように利用されるものとする。

(a) もし仮の命令または変更がオンタリオでなされたとき、事務官は継続的な記録を裁判所事務室に送り、そこで確証が行われ、さらに彼等はその規則が要求するところに従い、それを増補する。

(15) 移転命令。この法則は、これらの規則が効力を生じる以前に、下記のような方法で効力を生じる。

1. いずれの当事者も、いつでも、細則(1)に定める継続的な記録を提出することができる。

2. もしいずれの当事者も細則(1)が定めるところに従って、継続的な記録を作成しないとき、これらの規則の効力を生じたのち証書に最初にファイルする証書は、細則(1)の定める「継続的な記録」をスタートさせるものとする。

3. 第2項の規定にかかわらず、裁判所は事件について当事者が継続的な記録を開始する義務を失わせ、かつ、事件の記録について別の型式および

内容の指令を出すことができる。

第10条 事件の回答

10. (1) 送達および回答書をファイルする。自分の不利に申立がなされた人は、回答（型式10）を1日おきに、かつ、申立が送達されてから30日以内に送達する。

(2) 回答の時機。カナダまたは合衆国以外で送達された申立。申立がカナダまたはアメリカで送達される時、送達は回答のための時間を60時間とする。

(3) 回答には請求を含めることができる。

(a) 申立人に対する請求。

(b) 他の人に対する請求。（そのときにまた事件の被告となる人）

(4) 付加された被告による回答。付則(1)ないし(3)項のもとで付加された被告に適用される。ただし、回答を送達し、ファイルするための時間は、付加された被告への送達後14日または30日である。

もし付加された被告がカナダまたはアメリカ合衆国以外の地で送達をうけたときは、30日である。

(5) 無回答または回答を拒否。被告が送達させず、かつ、本規則が要求する回答をしないとき、または回答が命令によって拒否されたとき、

(a) 被告が要件についてさらなる通告をする権利を与えられていない（細則第21条(3)を除いて、（命令の送達を定める）。

(b) 被告はいかなる方法でも、本件に参加する権利を与えられない。

(c) 裁判所は事件を被告の欠席のまま行うことができるし、かつ、

(d) 事務官は争いのない訴訟の日付を定めることができる。

(6) 回答。一方当事者は回答を受けたのち60日以内に、回答になされた請求に答えて、（型式10A）で回答をファックスするものとする。

第11条 申立、回答または返答の修正

11. (1) 裁判所の許可なしに申立の修正。申立は申立書を下記のような裁判所の許可なしに改定することができる。

家族法規則 (2)

1. 規則8（事件の開始）に定められた方法により改訂された申立の送達およびファイルによるいかなる返答もなく、
 2. もし回答が規則書にのべられた方法により、ファイルされ、かつ、さらにまた改訂への全当事者の内容をファイルすること。
- (2) 裁判所の許可なしに改定の返答。被告は返答された裁判所の許可なしに、下記のように変更することができる。
1. もし申立が14日以内に改訂された申立と共に送付されたのち、
 2. もし申立が改定されないとき、改定された返答および改定へのすべての当事者の同意をファイルする。

第12条 取り下げ、結合または分割事件

12. (1) 取り下げ申立。回答または返答。事件の全部または1部を継続したくない人は、放棄の通知（型式12）をすべての相手方に通知し、それをファイルする。
- (2) 取り下げ、特別な当事者の申立。回答または返答は裁判所の許可次第であり、許可の通知はすべての当事者に送達され、さらに許可の申立の通知は他の当事者にも送達され、かつ、
- (a) 子どもの弁護士、もし特別当事者が子どもであれば、子どもの弁護士。
 - (b) 特別当事者が子どもでなければ、公的監護者および受託者。
- (3) 取消に当って支払われる費用。申立の全部または返事もしくは回答の一部を取り消す一方当事者は、取り消された申込、回答、返事に関して、取消の時までさかのぼって、他方当事者の費用を支払うものとする。ただし、裁判所または取消当事者が別の定めをするときは、その限りではない。
- (4) 政府の代理人による取消の費用。(3)項の規定にかかわらず、費用は裁判所の指示による。
- (5) 兼ね具える事件と分裂する事件。2つ以上の事件。請求または争点を兼ね具えた事件について裁判所は、申立にもとづいて、その請求どおりの命令をする。
- (6) 他の争点と分れた離婚。裁判所は申立にもとづいて、離婚を事件における他の争点と別にして、わかるような命令をする。

- (a) いずれの配偶者も命令によって不利益をうけることはないし、また、
- (b) 婚姻による子どもの扶養について、合理的な準備が行われている。

第13条 財政的な陳述

13. (1) 財政的な陳述一申立。回答。返答または動議。もし申立、回答、返答または動議が扶養請求、財産請求または居住用住宅およびその付属物を含むとき、

- (a) 主張する当事者は財政的な陳述（型式(3)）を含む書面、および
- (b) その人にクレームが申し立てられる当事者は、相当の期間内に、財政的な請求書を提出するものとする。

(2) “子どもおよび家族サービス法”の第60条のもとでの支払命令の請求を含んでいるとき、1項(a)は子ども援助協会に適用しないが、1項(b)は、その人に対して請求されなくとも、適用される。

(3) 監護または面接事件における財政的陳述。もし申立、解答または申立の通知が子どもの監護または子どもとの面接を含んでいるとき、裁判所は各相手方に対して、裁判所によって定められた時間内に財政的陳述書を提出するものとする。

(4) 財政的陳述書一扶養料変更への提案。下記の要件は、提案が扶養命令への変更または合意に適用される。

1. 申立をする当事者は申立の通知と共に財政的な陳述書を送達し、かつ、ファイルしなければならない。
2. 自己に有利な請求をうけた当事者は、申立をうけたのち、できる限り早く、財政的陳述書を送達し、かつ、ファイルするものとするが、しかし、いかなる場合でも、申立の日より2日前までとする。申立に対する返事としての宣誓供述書は、財政的陳述書と同時に送達されるものとする。

(5) 譲受人からの財政的な陳述書は不要である。扶養命令の譲受人は、第4項のもとでの財政的陳述書を送付し、かつ、ファイルする必要はない。

(6) 財政的陳述書の完全な開示。財政的陳述書を送付し、かつ、ファイルする一方当事者は、

- (a) 当事者の財産的事情を完全、かつ、率直に明示し、

家族法規則 (2)

- (b) 財政的陳述書が要求する当事者の収入を立証するなんらかの書面の添付を要求し、
 - (c) 型式の中にのべられた指示に従い、
 - (d) 陳述のすべての部分を十分に完成させる。
- (7) 所得税の書面が要求される。書記官は一方当事者の財政的陳述書をファイルするために
- (a) 当事者の所得税のコピーは返還し、かつ、評価の通知は要求された型式により添付される。
 - (b) 財政的な陳述書には、カナダ税金および収入代理店へのサインのある指示を含み（型式I3A）、当事者の収入および推測をプリントするか、または
 - (c) 財政的な陳述書には、当事者はインディアン法（カナダ）を理由とする所得税の返却を要求することはない旨の宣言をする必要はない。
- (8) 合意による財政的な陳述書はない。離婚法（カナダ）のもとでの配偶者の扶養を請求する当事者は、
- (a) 財政的陳述書を作成せず、ファイルしないこととするか、または
 - (b) 特定額の扶養料の支払に合意するか、または支払われないこととする。
- (9) 合意による財政的な陳述書はない。扶養料の変更。合意にもとづいて、支払額を変更。合意にもとづいて、支払額を変更あるいは、もし彼等がそれらについて合意書を作成しない旨の合意をしているときは、不用である。
- (10) 財政的陳述書なしに書面をファイルしない。書記官は申込、回等、返答を財政的な陳述書なしにファイルしてはならない。
- (11) 追加的な財政的情報。もし一方当事者が他方当事者の財政的な事情を理解するのに十分な情報を含んでいないとき、
- (a) 一方当事者は他方当事者に対し、必要な追加的情報および
 - (b) もし他方当事者がそれを7日以内に与えないとき、裁判所は申立により、他方当事者に情報を与えるか、または新しい財政に対する陳述書をファイルするものとする。
- (12) 追加的な財政的陳述書。ケース研究会。熟議、各当事者は財政的陳述書の中の情報を最新のものとする。
- (a) 新しい財政的陳述書、または

(b) 宣誓供述書—最後の陳述—中の情報は変更されておらず、いぜんとして真実であろう。

(12.1) わずかな変更。一方当事者の過去の陳述には少しばかりの変化がみられるにすぎず、主要な変更はない。すなわち、当事者の過去の陳述と大きな変更はなく、新しい財政的陳述のかわりに、変化の詳細をのべるにすぎない。

(12.2) 最新の情報、細則(12)および(12.1)に示された情報は、下記のように取り扱うべきである。

(1) 一方当事者によって要求される事件の協議または決定のために、要求する側は協議日の少なくとも7日前に送達、かつ、ファイルし、その後少なくとも4日を経なければならない。

(2) 当事者の一方によって請求されるものではない事件協議会または解決協議会において、申立人は協議会の日の少なくとも7日前までに送達し、ファイルするものとする。

(13) 決算報告書に関する質問。一方当事者はこの規則のもとで提出された財政的陳述書について、質問することができる。しかし、それは第(11)条のもとで情報が要求されたのちである。

(14) 純家族財産の供述または答弁。家族法典第1部のもとで、純家族財産(型式13B)を主張する各当事者またはもし当事者で、すでに純家族財産の表明(型式13B)を出したとき、その声明—中の情報は変更されず、かつ、いぜんとして真実である。

(15) 訂正された最近の供述または解答。一方当事者が、当事者の最終的な陳述または家族財産の陳述または当事者が陳述のもとでした返答が不正確であるか、または不完全なものであるか、または与えられた情報には重大な違反があった場合に、当事者は直ちに他のすべての当事者に対し、正確な情報をそれを支援する書面と共に、直ちに発送するものとする。

(16) 陳述をファイルすべき命令。もし一方当事者が財政的陳述書、私的な旅行者の陳述者またはこの規制もしくは法律によって要求される情報を発送し、かつ、ファイルしないとき、裁判所は通告なしの動議により、当事者に対し、証言または通知をファイルし、もしその命令をするとき、当事者が財政的な陳述書、私的旅行者の陳述書またはこの規則もしくは法律によって要求され

家族法規則 (2)

る情報を送達し、かつ、ファイルしないとき、裁判所は通知なしの協議により、当事者に対し、証言または通知をファイルし、もしその命令をするとき、裁判所は費用の支払いを命じるものとする。

(17) もし当事者がセトルメントをファイルし、または情報を与えるべき命令に従わないとき、裁判所は

- (a) 当事者の事件を棄却し、
- (b) 当事者によってファイルされたどのような書面も棄却し、
- (c) 当事者を侮辱罪とし、
- (d) 陳述書に現われた情報をいずれも参照にして利用されないものとし、
- (e) 他の適切な命令をする。

第14条 申立

14. (1) いつ申立をするか。下記のいずれかを申し立てたいと思う人は、申立をすることができる。

1. 申立の中でなされる請求のための1時的命令。
2. 事件をどのように進めるか、その方針。
3. 命令または合意の変更。(しかし、子どもおよび家族サービス法の第64条のもとで再審理できる子どもの保護事件における最終的な命令に変更はない)。

(2) 誰れが申立をするか。申立は事件における一方当事者または事件について利害関係のある人によってなされる。

(3) 申立の当事者。申立によって影響をうける人もまた当事者である。

(4) すべての申立のための事件協議会。事件協議会は、すべての申立のために開かれる。

(4.1) 事件協議会以前に申立はできない。申立または補強証拠のいかなる通知も送達されず、また事件協議会が開かれる以前に申立が審議されることもない。

(4.2) 緊急性、困難性など。細則(4)および(4.1)は、もし裁判所の意見によれば、緊急性または困難性が介在するか、または事件協議会は正義に関連するなんらかの理由によって要求されることはない。

- (5) 最終的な命令を変更すべき申立。第(4)項の規定にかかわらず、一方当事者は、最終命令または合意を変更する命令または規則第15条のもとで、事件協議会が行われるべき申立をしたが、それは認められなかった。
- (6) 他の申立。細則第4条は下記のような申立を認めない。
- (a) 規則第15条(4)のもとで現在の命令変更するもの（詐欺・誤り・不注意）
 - (b) 第31条のもとでの注意命令または細則22のもとでの書面の破棄命令。
 - (c) 家族責任事務所のディレクターが免許の停止から回復することを要求する。
 - (d) サポート停止命令の制限または引きのばし。

つづく